

障第564号
平成30年7月20日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

平成30年7月豪雨による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

このことについて、厚生労働省から事務連絡がありましたのでお知らせします。
なお、当該事務連絡については、以下のとおり留意点として補足されております。

【留意点】

- ①当該事務連絡については、内閣府（防災担当）と協議済みです。
- ②熊本地震にかかる平成28年4月28日付け事務連絡と一部記載が異なりますが、熊本地震の時と、対象となる範囲を変更するものではありません。
- ③社会福祉施設等への介護職員等の派遣については、現地のニーズを見極めながら、派遣のスキームを検討しているところです。

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	高木
電話	058-272-1111 内2615		
FAX	058-278-2643		